



日々明朗 日々努力

飯豊中学校
令和2年度
第6号
令和2年7月3日
文責：小野明彦

日々の授業、そして定期テストを通して「やり抜く力」を身につけたい

今年度初の定期テストに臨む生徒の表情は実に真剣でした。年度当初に長く休校が続いたことで中間テストが中止となり、期末試験の範囲が広くなりましたが、テスト前の学習会に臨む姿勢が前向きで、**誰一人テストをあきらめていない姿**を大変うれしく思いました。

このことは、**日頃の授業を大切にしていること**の表れでもあると思います。授業中の姿勢として、常に「立腰」を意識した良い姿勢を維持し、欠席している仲間の学習プリントにも必要事項を進んで記入してくれる思いやりある行動が見られます。学校を休んだ人にとって、**どれほど心強いこと**でしょうか。仲間の温かな気持ちを感じ取りながら、学級の中に**自分の居場所**があることを実感できるのが、飯豊中学校の素晴らしいところだと思います。

そして、そんな中学校生活の中で、全員に身につけてほしいのが、「**やり抜く力**」です。**遠い先にあるゴールに向けて、興味を失うことなく努力し続けることができる力**は、卒業後の人生の成功を予測できる大切な力の一つと言われています。今回のテスト結果をしっかりと受け止め、その先に向けてまた努力を続ける皆さんを応援していきたいと思っています。



飯豊中写真館

6月29日（月）より、本校伝統の「縦割り清掃」がスタートしました。まずは、伝統をしっかり引き継ぎ守ることが、生徒会スローガン『飯豊革命』への第一歩となります。



改正道路交通法施行 2020.6.30～

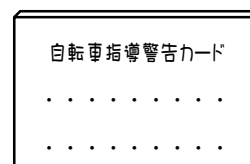
あおり運転の抑止に厳罰化

～ 「あおり運転」の処罰の対象が 自転車 にも拡大されました ～

ほかの車両を妨害する目的で、しつこくベルを鳴らすなどの自転車のあおり運転が「危険行為」と規定され、3年以内に2回違反した14歳以上に安全講習が義務化されました。

自転車はこれまで、以下の14項目が危険行為に指定されています。**14歳以上の場合、危険行為は3年間に2回の摘発で安全講習が義務となり、受講しないと5万円以下の罰金と定められています。**

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ①信号無視 | ②遮断踏切立ち入り |
| ③指定場所一時不停止等 | ④酒酔い運転 |
| ⑤ブレーキ不良自転車運転 | ⑥歩道通行時の通行方法違反 |
| ⑦通行禁止違反 | ⑧行者用道路における徐行違反 |
| ⑨通行区分違反 | ⑩路側帯通行時の歩行者の通行妨害 |
| ⑪交差点安全進行義務違反等 | ⑫交差点優先者妨害等 |
| ⑬環状交差点安全進行義務違反等 | ⑭安全運転義務違反（スマホを見ながらの「ながら運転」等） |



改正令では、これら14項目に、あおり運転に当たる「妨害運転」を追加規定しました。具体的には、「逆走して進路をふさぐ」「幅寄せ」「進路変更」「不必要な急ブレーキ」「ベルをしつこく鳴らす」「車間距離の不保持」「追い越し違反」の7行為が想定されています。

ありがとうございました！

6月29日（月）、飯豊町婦人会の皆様より、タオル12枚と雑巾22枚をいただきました。

例年、本当にありがとうございます。清掃等で使わせていただきます。



6月23日（火）、公益財団法人日本教育公務員弘済会山形支部様より、扇風機1台を頂戴しました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な影響が出ている中で、生徒の学校生活の充実向上を図るため有効活用させていただきます。

今後（7月）の主な予定

- 8日（水）1年心電図検査
- 9日（木）3年総合 町長さんの講話
- 14日（火）3年実力テスト
P T A本部会 18:30～



- 15日（水）学校評議員会 10:00～
- 16日（木）3年総合 後藤社長さんの講話
（長井おひさま発電所）
- 26日（日）3年進路学習会 9:30～（あ～ず）
- 31日（金）町体協表彰、終業式（あ～ず）

